

## 訪問看護とは

訪問看護とは看護師が自宅に訪問して、主治医の指示に基づき、病気や障害を持った方が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしい療養生活が送れるように支援するサービスです。

訪問看護を受けられる対象者は、主治医から訪問看護指示書を受けた、子どもから大人まで、訪問看護を必要とする人全てです。訪問看護を希望する場合は、一度ご相談ください。

## 訪問看護、訪問介護の違い

名称	概要
訪問看護	健康悪化の防止・回復が目的に <u>看護師</u> が自宅を「訪問」して世話や治療行為を行う
訪問介護	<u>ホームヘルパー</u> などが自宅を訪問して、患者さんの日常生活を「サポート」する。 サービスに医療行為は含まれない

## 訪問看護で受けられるサービス内容

訪問看護では、以下のようなサービスを受けられます。

- ・身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助、指導
- ・病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェック ・医師の指示による医療処置
- ・医療機器の管理（在宅酸素、人工呼吸器等） ・がん末期や終末期等のターミナルケア
- ・床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て ・認知症介護の相談・工夫をアドバイス
- ・ご家族等への介護指導・相談 ・低栄養や運動機能低下など介護予防のアドバイス

## 介護保険または医療保険が適用

訪問看護を受ける際、年齢などの条件により介護保険と医療保険のどちらを利用できるかが異なります。

保険の種類	対象者
介護保険	65歳以上の要支援・要介護認定を受けている方（第1号被保険者）。 または40～64歳の方で介護保険上の「特定疾病※後述」による要支援・要介護認定を受けた方（第2号被保険者）
医療保険	上記以外の方。また介護保険の対象者であっても厚生労働省が指定する難病を持つ場合にも医療保険が適用される。適用されるかどうかは相談

## 訪問看護の訪問頻度

訪問看護の訪問頻度は、対象の保険が医療保険か介護保険かによって下記のように異なります。

	頻度
介護保険の場合	<u>利用制限はなく、1回20分、30分、1時間、1時間半の区分がある。</u> 必要に応じて選択ができるが、介護保険の支給限度額を超える分は、満額支払う必要がある
医療保険の場合	<u>週3回まで。1回30～90分以内。</u> 厚生労働省が定める疾病等や特別な管理を必要とする場合は週4回以上、かつ1日に2～3回の利用が可能

介護度別の費用目安（この限度額内であれば自己負担は1割（所得に応じて2割～3割）になります。）

介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援1	<u>50,320円</u>	<u>5,032円</u>	<u>10,064円</u>	<u>15,096円</u>
要支援2	<u>105,310円</u>	<u>10,531円</u>	<u>21,062円</u>	<u>31,593円</u>
要介護1	<u>167,650円</u>	<u>16,765円</u>	<u>33,530円</u>	<u>50,295円</u>
要介護2	<u>197,050円</u>	<u>19,705円</u>	<u>39,410円</u>	<u>59,115円</u>
要介護3	<u>270,480円</u>	<u>27,048円</u>	<u>54,096円</u>	<u>81,144円</u>
要介護4	<u>309,380円</u>	<u>30,938円</u>	<u>61,876円</u>	<u>92,814円</u>
要介護5	<u>362,170円</u>	<u>36,217円</u>	<u>72,434円</u>	<u>108,651円</u>

医療保険には月間の支給限度額はありませんが、負担割合が異なります。

- ・70歳以上の方は、原則として1割（高所得者の方は費用の2割～3割を負担）
- ・70歳未満の方は、原則として3割
- ・就学前の方は費用の2割

※一定時間を超えるサービス、休日や時間外のサービスは差額を負担

※交通費、おむつ代、ご逝去された場合の処置は自費負担となります

## 訪問看護ステーション 英 ～はな～ ご利用料金表

### (1) 介護保険訪問看護

所用時間	基本料金	夜間早朝料金 (18時～22時と6時～8時)	深夜料金 (22時～6時)
20分未満	313単位	391単位	469単位
30分未満	470単位	587単位	705単位
30分以上1時間未満	821単位	1,026単位	1,231単位
1時間以上1時間30分未満	1,125単位	1,406単位	1,687単位

(1単位あたり約10円、地域区分により橋本市は10.42円)

### 訪問看護にかかる費用の目安

新規に訪問看護を利用する場合や、緊急時に利用する場合など、特定の場面で料金の加算が発生します。

### 費用目安 (※1単位あたり約10円、地域区分によって異なります。)

時間	料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
20分未満	<u>3,130円</u>	<u>313円</u>	<u>626円</u>	<u>939円</u>
30分未満	<u>4,700円</u>	<u>470円</u>	<u>940円</u>	<u>1,410円</u>
30分以上60分未満	<u>8,210円</u>	<u>821円</u>	<u>1,642円</u>	<u>2,463円</u>
60分以上1時間30分未満	<u>11,250円</u>	<u>1,125円</u>	<u>2,250円</u>	<u>3,375円</u>

※所得の状況、利用時間帯、ご本人様の状況により、異なります。

### 介護予防訪問看護

所用時間	基本料金	夜間早朝料金 (18時～22時と6時～8時)	深夜料金 (22時～6時)
20分未満	302単位	377単位	453単位
30分未満	398単位	497単位	597単位
30分以上1時間未満	573単位	716単位	859単位
1時間以上1時間30分未満	842単位	1052単位	1263単位

(1単位あたり約10円、地域区分により橋本市は10.42円)

### 費用目安 (※1単位あたり約10円、地域区分によって異なります。)

時間	料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
20分未満	<u>3,020円</u>	<u>302円</u>	<u>604円</u>	<u>906円</u>
30分未満	<u>3,980円</u>	<u>398円</u>	<u>796円</u>	<u>1,194円</u>
30分以上60分未満	<u>5,730円</u>	<u>573円</u>	<u>1,146円</u>	<u>1,719円</u>
60分以上1時間30分未満	<u>8,420円</u>	<u>842円</u>	<u>1,684円</u>	<u>2,526円</u>

※所得の状況、利用時間帯、ご本人様の状況により、異なります。

※料金はあくまで目安です。ご本人様の身体状況によって異なります。予めご了承下さい。

その他サービスの加算料金

項目	基本料金	内容	料金	自己負担額 (1割)
初回加算	300 単位	新規に訪問看護計画を作成した場合に算定	<u>3,000 円</u>	<u>300 円</u>
緊急時 訪問看護 加算 (1月につき)	574 単位	ご利用者の同意を得て 24 時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談や緊急訪問を行う場合に 1 回 / 月算定	<u>5,740 円</u>	<u>574 円</u>
特別管理加算	2500 円 / 5000 円	厚生労働大臣が定める特別な管理を要するご利用者に、計画的に管理を行う場合に 1 回 / 月算定	<u>2,500 円</u> <u>5,000 円</u>	<u>250 円</u> <u>500 円</u>
ターミナル ケア加算 (死亡月)	2,000 単位	在宅で死亡されたご利用者に対して、死亡前 24 時間以内にターミナルケアを実施した場合に死亡月に 1 回算定	<u>20,000 円</u>	<u>2,000 円</u>
サービス提供 体制強化加算	6 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に 1 回毎に算定	<u>60 円</u>	<u>6 円</u>
退院時 共同指導 加算	600 単位	ご利用者が退院または対処にあたり、主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合に算定	<u>6,000 円</u>	<u>600 円</u>
中山間地域 居住者への サービス 提供加算	5%増	中山間地域等における 小規模事業所加算		
長時間訪問 看護加算	300 単位	特別管理加算対象者で 1 時間 30 分を超える場合に算定	<u>3,000 円</u>	<u>300 円</u>
複数名訪問 加算	30 分未満 254 単位 30 分以上 402 単位	ご利用者の同意を得て、厚生労働大臣が定める基準において同時に複数の看護師等が計画的に訪問看護を行った場合に加算	<u>2,540 円</u> <u>4,020 円</u>	<u>254 円</u> <u>402 円</u>
ご利用者 負担額	介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額			

(1 単位あたり約 10 円、地域区分により橋本市は 10.42 円)

※料金はあくまで目安です。ご本人様の身体状況によって異なります。予めご了承下さい。

## (2) 医療保険訪問看護

項目	訪問看護の回数	ご利用料金	自己負担額 (1割)
基本療養費	週3日まで	5,550円	<u>555円</u>
	週4日目以降	6,550円	<u>655円</u>
管理療養費	月の初日	7,440円	<u>744円</u>
	月の2日目以降	3,000円	<u>300円</u>
24時間対応体制加算	6,400円 / 月		<u>640円</u>
特別管理加算	5,000円 / 月 (悪性腫瘍患者・気管切開患者・気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態)		<u>500円</u>
特別管理加算	2,500円 / 月 (在宅酸素療法・中心静脈栄養法・自己導尿・成分栄養経管栄養・自己疼痛管理・人工膀胱・人工肛門など)		<u>250円</u>
ターミナルケア療養費 1	25,000円 看取り介護加算等を算定していない場合		<u>2,500円</u>
ターミナルケア療養費 2	10,000円 看取り介護加算等を算定している場合		<u>1,000円</u>
夜間早朝加算	2,100円 (18時～22時と6時～8時)		<u>210円</u>
深夜加算	4,200円 (22時～6時)		<u>420円</u>
緊急時訪問看護加算	2,650円 (診療所・在宅療養支援病院の指示)		<u>265円</u>
長時間訪問看護加算	5,200円 (90分を超える訪問)		<u>520円</u>
複数名訪問看護加算	4,500円 (看護師2名)		<u>450円</u>
退院時共同指導加算	8,000円 (退院または対処時の連携と指導)		<u>800円</u>
退院支援指導加算	6,000円 (退院当日の訪問)		<u>600円</u>
在宅患者 連携指導加算	3,000円 (医療関係職種間で共有した情報をふまえて、ご利用者・ご家族に指導を行い、多職種に情報提供した場合に算定)		<u>300円</u>
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000円 (急変や治療方針の変更に伴い、ご利用者宅で医療従事者と一堂にカンファレンスを実施した場合に算定)		<u>200円</u>
訪問看護情報提供療養費	1,500円 / 月 (市町村・保健医療機関等との連携)		<u>150円</u>
ご利用者負担額	各種保険の負担割合に応じて異なります (1～3割)		
訪問時間	30分～1時間30分まで / 回		

(1単位あたり約10円、地域区分により橋本市は10.42円)

## (3) 自費負担 (保険外)

項目	ご利用料金
保険外の訪問看護	訪問時間により、介護保険に準じる料金となります
交通費	18km圏外へ訪問の場合は1km毎に50円 (片道)
死後の処置	10,000円 (消費税込)

※料金はあくまで目安です。ご本人様の身体状況によって異なります。予めご了承下さい。